

コワーキングスペース「コマスタ」利用規約

第1条 〔施設及び目的〕

1. 狛江ラジオ放送株式会社（以下「当社」といいます）が運営するコワーキングスペース「コマスタ」（以下「当施設」といいます）を利用する個人又は法人で第4条に定める入会資格を満たす者（以下「会員」といいます）が遵守すべき規則として「コワーキングスペース コマスタ 会員規約」及び「コワーキングスペース コマスタ利用規約」（以下総称して「本規約」といいます）を定めます。
2. 本規約は、コマスタが、会員の執務及び会員相互の交流の場として当施設及びサービス（イベント・ワークショップの開催、スタートアップの企業の支援等）を会員に提供するにあたって、必要事項を定めることを目的とします。

第2条 〔規約〕

1. 当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとします。会員は、当施設を利用した場合には、本規約及びその変更に同意したとみなされるものとします。
2. 当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、本会のウェブサイトへの掲載により会員に告知するものとします。

第3条 〔会員〕

1. 会員とは、個人又は法人で、第5条の入会資格を有し、第4条に定める本会への入会手続を完了した者をいいます。
2. 本規約の各定めに関わらず、当社は、本規約に関する会員の権利義務の内容を決定又は変更することができるものとします。
3. 会員は、①法人会員 ②一般会員 ③ナイト&ホリデー会員に分類します。
4. 当施設の利用については、法人は、当会へ申請済みで会員証を提示できる者に限り、その他分類会員は登録本人のみ利用可能とします。

第4条 〔入会と契約〕

1. 本会への入会を希望する者は、「コマスタ入会申込書」（以下「申込書」といいます）を提出し入会手続を行うものとします。尚、審査により入会をお断りする場合がございますが、お断りの理由については開示いたしません。
2. 契約は、入会手続完了後からとし、契約日より利用料金が発生するものとします。
3. 契約期間は入会手続完了の月から一年間とし、第11条に定める退会又は13条に定める除名処分を受けた者以外、自動更新となります。

第5条 〔入会資格〕

次の各号に定める全ての事項を満たす者に限り、当施設の入会資格を有するものとします。

- (1) 個人又は法人で、本規約を承認、遵守する者（未成年の方が会員となるには、法定代理人が契約することが必要となります）。
- (2) 満 18 才以上の者。
- (3) 有効な身分証明書を提示することができる者。
- (4) 反社会的勢力に一切関係ない者。
 - 1 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。
 - 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) その他、当社が入会を相応しいと判断した者。

第6条 〔個人情報保護〕

当社は、別紙「個人情報保護方針」に基づき、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第7条 〔利用時間〕

第 3 条 第 3 項の①②会員は全日 6 時から 24 時まで利用できるものとします。

第 3 条 第 3 項の③会員は平日 19 時から 24 時、土日祝は 6 時から 24 時まで利用できるものとします。

但し、第 22 条の定めにより休業した場合には、利用時間内であっても当施設の利用ができません。

第8条 〔利用料金〕

1. 会員の利用料金（以下「利用料金」といいます）は、当社が定める方法により算出し、会員は、第 4 項の定めに従い利用料金を当社に支払うものとします。
2. 会員は、利用料金の支払債務と当社が会員に対して負担する債務とを相殺することはできません。
3. 利用料金は、第 12 条に定める会員資格停止の期間中も減免されないものとします。
4. 会員は、利用月 1 日までに、第 1 項に定める利用料金の当月分を当社が指定する方法により支払うものとします。なお、支払に係わる手数料は会員が負担するものとします。
5. 会員が支払った利用料金は、会員の都合による退会又は除名若しくは本会の廃止等如何なる事由でも返還しないものとします。
6. 当社は、第 2 条の定めに従い、利用料金の額、その支払方法及び支払日を決定又は変更できるものとします。

第9条 〔会員の権利義務〕

1. 会員は、本規約に従い、当施設及び本規約に定めるサービスを利用することができるものとします。なお、会員は、本規約に従い、サービスの利用が制限されること

- があることを予め承認するものとします。
2. 当社は、前項に定める権利を除き、会員に対して、当施設その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。
 3. 会員は、本規約に定める会員の債務を履行しなければなりません。
 4. 会員たる地位及びこれに基づく権利義務は、第三者に譲渡し、貸与又は担保に供することはできません。
 5. 会員が個人の場合において、死亡したときには会員資格を失うものとし、その会員資格は承継されません。

第10条 〔会員証及び会員の地位〕

1. 当社は、当施設利用会員に対し会員証を発行します。
2. 会員は、会員証を第三者に対する貸与、譲渡、担保権の設定等一切の処分をすることができないものとします。
3. 当社が会員証を貸与した会員以外の第三者が会員証を用いて当施設を利用する事はできません。
4. 会員は、次の各号の一に該当した場合には、会員証を当社にただちに返却しなければならず、また、当社は、当施設への入室権限を削除します。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 第12条に定める会員資格停止処分又は第13条に定める除名処分を受けたとき。
 - (3) その他当社が会員証の返却を求めたとき。
5. 会員は、会員証を喪失した場合、当社へ直ちに報告するものとし、当社が指定する所定の手続きにより、会員証の再発行を行うものものとします。なお、当該会員証再発行費用(5,500円税込)は会員の負担とします。

第11条 〔退会〕

1. 会員は、退会をする月の前月 25 日（休業日の場合は前営業日）までに、当社所定の退会届を提出することにより、退会希望月の末日をもって、退会することができます。※退会月の日割り精算はありません。
2. 会員が入会後 3 ヶ月未満で退会する場合には、違約金として、会費とは別に 1 ヶ月分をお支払い頂きます。
3. 会員は、本会を退会する際に会員証を返却し、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます）を失い、当施設等を会員として利用することができません。
4. 会員は、退会日までに当社に対する全ての債務を履行しなければなりません。

第12条 〔会員資格停止処分〕

1. 会員が次の各号の一の事由に該当する場合、当社は、催告することなく直ちにその会員の会員資格を停止することができるものとします（以下「会員資格停止処分」といいます）。
 - (1) 利用料金その他本規約に定める費用等を滞納し、その支払期限を 1 ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わないとき。
 - (2) 本規約に違反したとき、又はその疑いがあるとき。
 - (3) 解散・破産手続開始申立、特別清算もしくは民事再生手続開始申立その他の倒産

- 手続の申立又は手形不渡り等により経済的信用を失ったとき。
- (4) 民事保全、租税の滞納処分又は差押え、その他の強制執行を受けたとき。
 - (5) 当社に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録その他虚偽登録等により、二ヶ月以上連絡がつかないとき。
 - (6) 他の会員又は当社の迷惑となる行為をしたとき。
 - (7) 当社、若しくは当社の事業に関する信用を落とす行為をしたとき。
 - (8) 当社との信頼関係を失わせる行為があった場合。
 - (9) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
 - (10) その他会員として不適格であると当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し書面により通知するものとします。なお、当社が当該通知書を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は停止するものとします。
 3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。

第13条 [会員の除名処分]

1. 当社は、会員が以下に該当する場合は、催告することなく直ちに、その会員を本会から除名することができるものとします（以下「除名処分」といいます）。
 - (1) 理由の如何を問わず当社又は本会の名誉及び信用を傷つけたとき。
 - (2) 当社又は本会の利益に反する行為を行ったとき。
 - (3) その他前条に定める会員資格停止事由に該当するとき。
2. 当社が前項に基づく除名処分を行った場合の手続は、前条第2項を準用するものとします。
3. 除名処分を受けた会員は、除名処分と同時に、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます）を失い、当施設を会員として利用することができません。

第14条 [会員プランの変更及び追加]

1. 会員が会員プランの変更又は追加（以下「プランの変更等」といいます）を希望する場合、所定の手続きを完了した翌月から有効とします。但し、当社が相当でないと判断した場合は、プランの変更等はできないものとします。
2. 代理人によるプランの変更等又は電話その他の方法によるプランの変更等はできないものとします。
3. 登記プランを希望する場合は、当社に事前申請し当社の書面による承諾を得るものとします。

第15条 [通知]

1. 会員は、全ての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、メールアドレス、勤務先住所等を当社へ登録し、登録した情報の変更等がある場合は、直ちに当社に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に送られる全ての通知及び請求書その他の文書は、前項により登録された住所宛てに郵送するものとします。

3. 会員への郵便物預かり状況の連絡は至急の物を除き、毎月 1 日と 15 日に登録されたメールアドレスへ通知いたします。

第 16 条〔貸ロッカー〕

1. 貸ロッカーサービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。
2. 貸ロッカーサービスは会員でなければ利用することができず、貸ロッカーサービスのみの利用はできません。
3. 貸ロッカーおよび鍵の第三者への転貸は禁止します。また、鍵の複製も禁止します。
4. 次の各号に該当する物品の収納はお断り致します。
 - 1 ロッカー内に入りきらない物。
 - 2 可燃性の物（マッチ等）。
 - 3 腐敗する物。
 - 4 臭気を発する物。
 - 5 生き物。
 - 6 現金その他貴重品など、ロッカー保管物として適さないと当社で判断した物。
5. 解約をする場合は、退会希望月の前月 25 日までにお申し出ください。また、月額会員契約を解約・退会された場合は同時に貸ロッカーサービスの利用も終了するものとします。
6. ロッカーの利用は月単位とします。月途中でご利用されなくなった場合でも、利用料金の返金は致しかねます。
7. 利用の有無に関わらず、当社の定める解約の手続きが完了するまでは月額利用料をお支払い頂くものとします。
8. 解約日を過ぎても荷物を撤去されない場合、解約日の翌日をもって処分いたします。
9. 次の各号に該当する場合、当社にて保管・管理している鍵により、ロッカーを開き、ロッカー内の私物を確認・処分し、契約を取り消す場合があります。
 - 1 本規約に違反をした場合。
 - 2 利用料金を滞納した場合。
 - 3 利用に適さないと当社で判断した場合。
10. 利用者の不注意により、ロッカー本体・他の利用者の保管物に損害を与えた場合、修理代金および弁償金をお支払頂くものとします。
11. ロッカー内の保管物が紛失・破損等をした場合でも、当社は一切補償をしないものとします。
12. 鍵を紛失した場合、直ちに当社へ報告し、鍵交換の代金を実費でお支払い頂くものとします。

第 17 条〔所持品の管理〕

当施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、当施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。

第 18 条〔遺失物の取扱い〕

1. 当社は、当施設内の遺失物及び放置物については2週間保管するものとし、当該期間経過した場合には任意に処分することができるものとします。
2. 当該処分により、会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第19条〔禁止事項〕

当施設内及び当施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。

- (1) 動物を当施設内に持ち込むこと。
- (2) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が危険と判断したもの）を当施設内に持ち込むこと。
- (3) 当施設の設定、器具及び備品その他当社が管理する物品の損壊や許可なく持ち出すこと。
- (4) 火気を利用すること（当社が指定した場所以外での喫煙、電子たばこを含みます）。
- (5) 他の会員や当社従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること。
- (6) 当社の許可なく当施設において物品の売買、販売行為や営業行為、勧誘をすること。
- (7) 営利又は非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や宗教活動、政治活動、署名活動をすること。
- (8) 他の会員や従業員に対する暴力行為、脅迫行為等。
- (9) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (10) 他の会員や当社従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社を拘束する等、当社の業務を妨げる行為。
- (11) 他の会員による当施設の利用を妨げる行為。
- (12) 当施設の秩序を乱す行為。
- (13) 当施設を他の会員の迷惑になる態様で利用すること。
- (14) 他の会員又は当社の秘密情報（当施設外において公開されていない情報をいいます）を無断で利用し、又は第三者に開示、漏洩する行為。
- (15) 勝手に私物を残置する行為。
- (16) その他関連諸規則に定められている行為。
- (17) 当社が不適切と判断する行為。

第20条〔損害賠償〕

会員は、会員本人及びその関係者が本規約若しくは法令に違反したことによって、又はこれに関連して、他の会員、当社又は本会スタッフ等の第三者に対し損害を生じた場合、これを賠償する義務を負います。当社は、当該会員に対して、損害の賠償を請求でき（会員の関係者によるものを含みます）、この場合、当該会員はその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

第21条〔当社の地位の承継〕

会員は、当社が本規約に基づく当社の地位を第三者に承継する可能性があることをここに予め承諾するものとします。

第 22 条〔休業〕

1. 当社は、次の事由により当施設の全部又は一部の、会員によるご利用をご遠慮して頂くこと（以下「休業」といいます）があります。この場合、会員は当施設の全部又は一部をご利用できませんのでご了承下さい。
 - (1) 機器等の不調、破損及びメンテナンス等により使用できない場合。
 - (2) 機器等を使用できる当社従業員が不在の場合。
 - (3) 法定の定期点検を行う場合。
 - (4) 気象状況や災害により、安全に営業を行う事ができないと当社が判断したとき。
 - (5) 前項のほか、天災地変等により当施設が不測の損害を被った場合、又は当施設の改修又は補修が必要となったとき。
 - (6) 行政指導、法令の定め等の事由により、営業を行う事ができないと当社が判断したとき。
 - (7) 施設内の改装、設備の改造又は修理、その他の工事により営業を行うことができないと当社が判断したとき。
 - (8) 施設内でイベント等を行うとき。
 - (9) その他当社が必要と判断したとき。
2. 事前に予定されている休業は、ウェブサイトまたは Facebook 会員グループへの掲載により告知するものとします。但し、前項に定める事由による休業その他緊急の必要がある場合については、当社は事前の告知を要しないものとします。
3. 当社は、休業により会員が当施設をご利用できない場合であっても、会員に対し利用料金を返還しないものとします。

第 23 条〔本会の廃止〕

1. 当社は、その裁量により、本会の全部又は一部を廃止することができます。本会が廃止された場合には、会員は、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます）を失い、当施設を会員として利用することができません。
2. 当社は、その裁量により、当施設のレイアウト及び設備等を変更することができます。
3. 本会の廃止、当施設の変更等によって会員に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償等一切の責任を負わないものとします。

第 24 条〔反社会的勢力の排除〕

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社は、会員が次の各号にいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、会員に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。
 - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (2) 会員の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき。

- (4) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 会員または会員の役員もしくは会員の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 会員自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第 25 条〔免責事項〕

当施設並びに施設内の設備及び機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当社は一切の責任を負いません。

第 26 条〔管轄裁判所〕

本規約に関し会員と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条〔準拠法〕

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2019 年 10 月 1 日 発行

2021 年 5 月 1 日 更新

以上